

質問回答書

取扱番号：第25号

工事名：鳥飼本町一丁目11番地内配水管布設工事

※質問につきましては、いただいた内容をそのまま記載しております。

質疑番号	図面番号	質 疑	回 答
1	設計書	共通仮設費、現場管理費算出に際してご教示ください。 ①工事種類及び経費工種区分 ②現場環境改善費（率分）計上区分 ③現場環境改善費率（施工地域区分） ④施工地域による補正 ⑤前払金支出割合区分 ⑥契約保証に係る補正	①水道工事、開削工事及び小口径推進工事等 ②計上しない ③計上しない ④市街地 ⑤35%を超え40%以下 ⑥金銭的保証を必要とする場合
2	第50号明細書	第50号明細書に「廃プラスチック」がありますがこれは経費計算に影響を及ぼす処分費（処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。）として計上されていますか。それとも経費計算に影響がない（通常の諸経費対象）処分費ですか。それとも諸経費対象外でしょうか。ご教示ください。	経費対象外の処分費です。
3	第49号明細書	第49号明細書の「鉄スクラップ 故銑B」は二誌高値の単価を採用し、その単価は諸経費対象外であり、単価と数量を掛け合わせた金額はマイナスでしょうか。ご教示ください。	経費対象外です。単価は記載いただいた内容の通りです。

4	第1号内訳書	第1号内訳書内の「貨物自動車による運搬（1車1回）片道20km 路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m ² 8.50t 往復」は数量が消されていますが、これは1台と考えてよろしいですか。ご教示ください。	その通りです。
5	第3号代価表 第78号代価表 第81号代価表 第58号明細書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格（下半期R07.2.1適用）の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	その通りです。
6	第6号代価表	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設発生土受入価格（下半期R07.2.1適用）の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	その通りです。
7	第5号代価表 第60号代価表	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物（廃路盤材）受入価格（R7.4.1適用）の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	その通りです。
8	第72号明細書 特記仕様書3頁	第72号明細書は「殻運搬処理 コンクリート二次製品L=18.7km」とありますが、特記仕様書3頁には指定地処分地の表には存在しません。処分地の住所等をご教示ください。	茨木市大字泉原です。